

あらゆる借金問題について自信をもってお応えします。

- 毎月の返済が収入では苦しくなってしまった方
- 借金生活から早く普通の生活に戻りたい方
- 支払が遅れて将来が不安になってしまった方
- 家族、知人、会社に内緒で解決したい方
- 20%以上の利息で借金を完済してしまった方

債務の整理とは

いくつもの借金（債務）を負ってしまった依頼者に代わって、弁護士や法務大臣の認定を受けた司法書士が裁判上や裁判外（和解交渉など）の手続きを行い、その依頼者の経済的再建を図ることをいいます。

任意整理とは

裁判手続きを利用せず、代理人となった弁護士や認定司法書士が直接、貸金業者と交渉します。その結果、利息をカットするなどして、残りの元金を無理なく毎月の返済ができる額に分割して返済できます。

過払い金返還請求とは

貸金業者への返済期間が長いと、過去の法定利息より高すぎた利息分を返してもらうことができます。現在返済中の方はもちろん、過去に自己破産した方でも、また、**すでに返済が終了している場合でも時効にかかっていなければ、払い過ぎ利息の返金を求めることができます。（すでに返済終了した方も、最終取引日から10年以内であれば、過払い金を請求できます）**

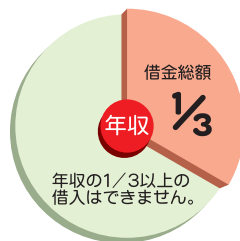
グレーゾーン金利とは（2010年6月18日改正貸金業法施行）

金融業者は罰則のない利息制限法より高い金利で、かつ、罰則のある出資法の上限金利内（およそ20%～29%）で貸し付けているところがほとんどでした。この利息制限法と出資法の間の利息が、いわゆるグレーゾーン金利と呼ばれていました。そして、今回の改正貸金業法の施行により、グレーゾーン金利は撤廃されました。

▶ 利息制限法を超えて払い過ぎたグレーゾーン利息分を差し引き計算して、返済金額の減額や過払い金の返還を求めます。

総量規制とは（2010年6月18日改正貸金業法施行）

貸金業者からの借入金額の総額が、**年収の3分の1**までとされました。例えば、すでに年収の3分の1以上借入している方は、新規の借入ができなくなります。また、専業主婦の方が借入する場合には、夫の同意書や年収証明書、夫婦関係があることを証明する書類等が必要になります。今後は、新規の借入が困難になる方、返済困難になられる方の増加が予想されます。ヤミ金融等からは借入しないでください。まずは、ご相談ください。



任意整理の流れ

- 1 まずはお話をうかがいます。
ご相談・受任
- 2 業者から催促を停止させます。
貸金業者への通知
- 3 これまでいくら払ったか整理します。
返済内容の開示要求
- 4 払い過ぎた額の返還を請求します。
法定利息による再計算
- 5 今後の返済計画を決めます。
返済計画の協議
- 6 和解契約に基づいて返済していきます。
返済の実行・終了

着手金なし

私たちは返済に苦しむ方を徹底的にサポートします。

返済が直ちにストップ！

当事務所は契約後すぐに受任通知を出しますので、債権者からの取立が止まります。

報酬が払えないという心配もありません！

報酬は返済ストップ後で結構です。また、分割返済も承ります。

何度でも無料相談に応じます。

業者の催促が
ストップ

払い過ぎを
返してもらう

認定司法書士による **任意整理** という
面倒な手続きは認定司法書士がすべて行います。

債務総額の
減少

将来金利を
カット

事例
1



借金を減額して、毎月の返済が
4分の1にまで減りました！
Kさん 自営業者 39歳

自営業者のKさんは、仕事があまくいかなかったため、消費者金融から借り入れをはじめました。現在では、総額263万円にまで膨れ上がり、毎月の返済額は8万円強になっていました。いよいよ返済に行き詰まり、相談に来られましたが、任意整理で交渉した結果、263万円の借金は、86万円にまで減り、過払金10万円も取り戻しました。過払金10万円は借金に充てて、現在では、残りを毎月2万円ずつ返済しております。毎月の返済が約4分の1にまで減り、「完済が見えてきた」と喜んでおられます。

任意整理前			任意整理後	
借入先	借入期間	借入額	残高	過払金
A社(消費者金融)	7年	40万円	0円	10万円
B社(消費者金融)	6年	91万円	28万円	—
C社(消費者金融)	2年	18万円	10万円	—
D社(信販系)	3年	35万円	22万円	—
E社(信販系)	5年	79万円	26万円	—
合 計		263万円	86万円	10万円

事例
2



長い間コツコツと返済してきたOさん。借金が
ゼロになっただけでなく、過払金も取り戻せました！
Oさん 59歳 主婦

Oさんは、主婦として真面目に家計を切り盛りしていましたが、急な出費や子供の教育費が増えていき、足りないお金を消費者金融などから借りていました。長年、夫に内緒で、借りては返してを繰り返していましたが、とうとう借入の限度枠一杯になってしまい、相談に来られました。任意整理の結果、6社中5社の借金はすでになくなっていることが判明し、逆に335万円もの過払金を取り戻すことができました。残った20万円は過払い金で返済し、いまは借金に怯えることなく余裕のある生活に戻られております。

任意整理前			任意整理後	
借入先	借入期間	借入額	残高	過払金
A社(消費者金融)	11年	60万円	0円	71万円
B社(消費者金融)	18年	50万円	0円	129万円
C社(消費者金融)	13年	50万円	0円	49万円
D社(信販系)	13年	70万円	0円	68万円
E社(信販系)	16年	120万円	0円	18万円
F社(信販系)	4年	20万円	20万円	—
合 計		370万円	20万円	335万円

※上記事例は、一般的な案件を参考にした事例です。借入条件や取引状況により、解決結果には個人差がございますので、ご了承ください。